大學或問

服部文庫
イ17
61

大学或問　治国平天下別巻

和漢の由治乱の次第古今にわたる事ハ治今以そ
らふ治法なる要人を得て行なる處し甚秘し
て不傳

時務之目録

一　人君天職之事
二　人臣天職之事
三　拜昌言事
四　富有大業之事
五　諸国水損乃うれへ多く日損あしくなつ救変

イ17
61

六 小状の備其外不慮の貯並年々ましく人富有
大業之一事なる事

七 公儀の御蔵ニ金銀米穀充満国々城下共に五穀並
置所やうに深山に可成事 附 五穀ハかたく大切之
不仁者なく盗賊のうれへなき事

八 世間借金かし主迷惑せす済不論
銀子もなるへき事

九 諸浪人不残在所遊民並に虚名紀とある村国
家人なくなくなるへき事

十 諸国山林竹木深く可成事 附 民国窮旅山門

荒哉事

十一 上之御冥加損益之事 已下ハ右下冊

十二 農民之法窮不相続事

十三 地なし之武家兌並新知加増に仁政行る事

十四 異国の珍器物他能不直小可成事 付十年十五
年の間ニ本邦の珍物多くなりきたり不
出来事

十五 吉利支丹之法弥絶之事

十六 佛法再興之事

十七 神道再興之事

十八 賢君に政申与之事
十九 学校并政之事
二十 学校の師となるへき人之事
二十一 小恵ならぬ益ある事
二十二 諸国米穀積り之事
已上

早稲田大学図書

大学或問 上冊

一 或問 人君の天職ハ何ぞや 云 人民の父母たるにありて仁政を
行ふを天職とす 一国の君には一国の父母たる天命ありて
君となり天下の父母たる天命ありて今人君の諫役を命じ給ふ
かりし故に天命常なし 民の心を得る時ハ国家の民の父母を
失ふ時ハ国家を失ふ 是以て宗廟の祭にも仁をなす事是天
職を修る時ハ天命を得て職を廃する時ハ天命を失ふ
所謂天命ハ常に仁善に与して常なる所也
人君に心ありとも仁政を不行ハ徒善也 仁政を行ふ事
ハ其人を得るに有 賢者を得て宜ならば人才国政を執る

然者役諸役に命ぜらるゝ時ハ君の仁心厚くありて役行るゝ
同賢者を任ずる上ハ何事か有ん是ハ天下の明なれば則して
則ち居る時ハ道より亢龍の悔なくして安く座に来るを以て
則を済ふ師保は職を置諫諍の官は立ち道を聞く文武の
藩屏とすべき風俗さへ人を卿大夫として士の上に於く是
賢者を任ずるを重く同来事とハ何事か有ん事智能を以て
よも天下の政に違ふは才智の事といへども孔子の事雖し
其のあるを用ひ人ゝ皆其の人なる故にいましめる事
有道は天ハ請ふ民間匹夫をきらへ撰挙用ひ給ふて伊尹や
有莘の野より挙られ傅説ハ版築の中より挙られたり

中古より宰相は職を立てて世襲にさらハ其の家に挙
用ひられ重禄を世くにて其一代限りに用ひられた一代
宰相は禄を世襲して十世百世の外まて天下は賢者
送りて防ぎられて後世の時勢によりて重き用禄を世々ば
世々しに一代切なる何やら其の領地家中ハ其
任置に精力を尽し公用に害を除き其ら挙げまで
預けて士民多くなるを得の心を用ひされば不治出来
宰相の禄十萬石なれバ若麦金眼も賜ひなる人馬兵
者は其の生民其の者を取るべき也一公用より公禄の有
されハ家来の如く使ひてあり十萬石は禄一萬石はりにて

自家の用達として五萬石ハ餘計となりて親の知る近付の賓
交の者殺されず子孫永く富有なれ其子なり病気とか
又ハ老衰なるときハ職を辞して在郷にありて在郷なき者
ハ在府を暇ふて休みて執政の人の領地を給りて子孫に
傳ふる時ハ十人かくれハ百萬石の領地出るなりて公家の地となるべく
候かされハ後ちまでいつくえらひ挙る事あらん候して大名
の中に召しかゝへらるゝ男ハ殺されまいとは本末の人有かるべし
其上まで臣其位に叶ふを以して代々祿を受候ハゞ天下の康ら
下之右に子孫ありしき人生れなりしさまにて古わ賢を挙
其事捷てしなくばなを存ずし言路を開く天下の器

御来し泥澄の言語しとも何の智を先と没して向ともの始む
是人君乃民の父母たる所第一なり

二

或問人臣は天職る行ハいかん答君の物にしなく以政を行なしむるを臣は
天職とす或ハ君の心を御正し或ハ言を補ひ行を補ひ善を
君に納し道を以て己に帰し君は威權を於て君の権威を
以て臣道ハ地にて則ち東の道の以て利の為に臣として君に善
行れば諫争以其衆ハ服せず也天道ハ下濟し地道ハ上行と
云ふ不交して其志通ぜず君臣の理と君君明にして臣衆に云れバ
驕亢暴戻の類ひ行はれ果ては河曲の態生して君臣の理乱る
也と云り庸暗の君ハ優柔に失し明察の君ハ驕慈に偏すか

此二つは天下の通患にして並に亡ぶる道なり其本は上は智を
為て聡明を衒ひ下は智を飾る人は深沈寛洪の量なくして僥倖を
弄の楽みあり天道を編覆包含をもつて遠く深き者を武田国
天下の治乱存亡出る元なり其貴き者は群臣の側を
去れは言路開て直言出る時は治塞閉れは乱る言路は宝
塞りて閉塞事なく智ある者は皆塞り其下の情を知る
瞭の上ひろく聡かに諫諍によりて下の情を通ずる瞭を塞く
変して悪を為す者は其悦ひて上に在ときは衰乱を
以て在る根を以てよく上下に在て変して家を傾く
為して其以て瞭の其聡大は上に仍して人に在て

言路開くる者は下情の通する也下の情通ざる時は
天下の心離れて天下の人心離るれは存亡の基なり是を乱
の由也君上自ら恣にして国天下の情を以て治む
と雖も諫を容るゝ者を殺ものは必ず国を亡ぼし切直の言
人臣の理として国家の福なり民之を敬ひて諫諍の
臣として忠臣の切言陥中に構ふれは秦の天下を失ふ者の高
祖は善く納れ諫を受ると天下の為に帝と天下を蔵
して後漢光武の如く倹を以て天下平らかなり孝武は諫を容
れて天四百年の久を保つ之基なり君上の為に
諫を用ひ是天道にして国は治し大夏に居て生

度ハゆへ事に沈陰ハ常に大事に居て空虚不用の事なり
積悪いるを差別ゆへ天道是に依りて往しく利得し
往事さらにれ悪を好みし天人の深怨をうけし国家危殆に
の敗行しんとする時ハ天災害興りて違背災害と風水
等の難をいまるゆへをもてなる時ハ怪異起りて衆懼せしむ
怪異ハ神人非常の変也故にいましめ不暁の者傷敗至るを
いるり是天道人君の仁愛して社乱をも占へきする事之靈
尉を厳にするは道を守り身行われさせさるさりゆへ者
衰し西さ幸投を実にして民共と不化といへ得楽ハ
人民は服する事也直の本を根れらかてあくの社心

生して根ゆへ者直からしてする事ハ王道は寛に行れ而食
の徳をもゆへり大事をわれし道ゆゑに衆民和らはれ何せせむ云云
順義を照せする邪蔽をゆるさぬものとて自然のてある
天下は智を用ひし徳を納諫せさハ身安く心楽しく國治
天下平にして今后後世しいるまで是其政の為れ至
故本是ハ天に則る劉に道有り沢周九首あくしてきるは
是や威武を雑へ刑罰を嚴く威心を除して玄せらは
漫楽にして百たに揺きて其劉を論ひき弱をゆゑに高く也ハ
いるも

三 或問曰弁舌といふ是昌言ハいかなる昌言ハ道徳学術の言

ゆ術は聖人すら退けて多能ならしむ事あるやうにし
國家天下乃政事の了簡を其れ上下の人心を乱し不為
なれとも人情事変に合く義しくて行ふへき事に而
守りし政治さへ今乃時勢に合ひて其道の人わ優り
庶民ハ其業を治くる村を利して其楽を楽ふなり
其中君に小事なる小事を察し大水乃勢ひに流る道の者の智
如く下乃人情をなり居者其所志れ事を成就する
政事を治る事能は悦び給ふなり辞し給ふハ知給へ
しる事を其れハ一国の師也故に於て給ふ之聖人乃心
禮無家にして臣中に在りて其卿来し給ふなり

去るへし向ふ其路を諫を受請は者とも奉つれるの政事
乃下為政者か其所思治を為りしく出すへき天下を治む出
治る知ハ為政を聞くと関係欲しに有 故ゆ天下を治むる
命れる其うハゆる也

四

武門富有大業をなして為さき事の世に政治者下る行
たる者ハ富有ならされと下付退き無者は其身し
無者とも誰を救ひに而ゆへし使事なく何とすへく父
母妻子ともに一生をたく為さ事て其身之に其の政ひる
先出無者は者を救ひ治くなりとも無者の為政は浪人の
ことは飢饉に縊死を就し其数とも其要年にして

米すら豆にても猶足らず果し出して益なし　毎年人ごと
浪人も多く、此方の國々郡々にて猶ゑに家中を
扶持されども猶又江戸中の物ことくなれハ又家中の
家来とも扶持されずして町人の多く出来る浪人
人の如くになる、諸大名は家中并に商人の借金にて甚
少なきは何れも渡さず、思ひあらしも民に施す事さらに無
此方へ民間の借物等に道なく多しとて今の世の中、
其郷々に借金のなひ者とてハなし、その武士百姓は
それと工商も困窮せり、是天下の困窮之公儀の御蔵金
浪米穀の事も出して救ひ給ふとも百分か一にも及ぶまじ

かゝる事ハ只借銀高ハ天下の有銀の百倍にも過ぬへし
去ながらも政を以て救ひ給ハゞ事もなきなり
後世とも有之へし今にわたりて甚少なき大道の策
なし、如何にや云高も少なき故高有、己が利とれハ人と損し己
借る人借金國之大高有なれハ國中借し大高有なれ
天下借も小高有なれとも何にも大道ハ高有ハ國君富有な
れとも一國借ひ大高有なれハ天下借ふ大富有なるまゝ之
天長地久にして後福國と受今当後世に流くゝ名あく心
楽ひなり武家は借地なりて五百餘歳已来其益に
ならす禁治つる大樹出給ひても其代々治ハさらさる事

皆しなき大道ありて自由になし工上手になれは甚器の
ゆるされは家業の外の事にも心を用ひ良工の業よくしとも其
乃法を深く見ては我れ未治しては永久なるへしとの事
なるに何ぞ元来の法は繁昌になりて一旦盛んになれとも
行き届く其の用ひ方によりて其法の中に国家位の事を
何事も莫大の善行も付しく出来ること国家大なる備
是れらの生き物の重れ者へし此国家の為め成るべき利と
下に至るまて事々を通し其力に由り真実の
く世上の人の者共思ひ申しき共に事在る王者の師
此のあらし四辺年々に高しと及び古来不思議にて

民の極困窮せり依りまして高貴なる所の事申す
至れは言ふ迄もなし諸国の民士民見よや是にして
公儀の御蔵并諸侯の蔵ともに米満ちて置所なきやうに
なくさ政治なくは他の方にても成らせよく米俱なし
去ればとも今は勢の其を知らず成ふ世間之事也百姓は年
貢の納め方武士の為の米取るべく已往は多しくなりて行き果すべし
にしき勢となりても此勢の変せすして居られ皆やうにては
世の中涌あく国富なくしては其の政取あるたらば米穀不直
なるべし 近来は年々武士も民と共に国富みて士民の
事にこれてありなひなし 工商も亦国富の似は人は米不進

めくまさやうなれとも大郎小米済りたまへハ命まても御めくみかく
つらき事も堪かたく浪人となるもの多し其日過ぬ者多よ
さ様なれとも士農工商共に諸色得られハ債もなかし遊済ハ
米かし多く御かへしの前之通民ハ農業御不わかや云民も迎る
此農年少く借銀もおほく多く御くる近近になり七八拾目の時
借る銀を三月十日の米御売しかくせる元済にならすと一倍之
其出す利足御かゝられハ一倍の上になりて其多くも四に倍ハ
出来ると銀にて引かゝる難をかふにて年ハ米一俵持行く
武家方米ちうまし近年ハ米二俵持りて難一俵の事にすむ
米の直段武家之為ヲ出来ぬる其の事を推て知し

民ハ此年の米直段に売る米なとなれハ用に立ず候
年中の米を償に行けハ暮を済く一年なかしたるに至る米を
取る者新田初発の事とも今の様なれハ国の勢ひを変する
役ありて其の時分米ハ何とぞ大きなる者足ル心にて済まへ
公儀も諸侯も大富有に御済ひく今の蔵にあまくハ置所なる
無し諸侯の為かくハ不叶ハ公儀にて大道ハ御志候ハヽその
数ハ為かなへし此勢少も変せす御志出来るとも叶ふへからず
議にかはなり法もへし実に眼前小事にして御候之
川堤の普請の往来其池理と不済してなか米六十余万
まて水年には大風二百余石ハ打へし又池下かれ

とも其沢すれとも急切なる用なき奢り累年に多し第二にハ
江戸ハ大廻船多く四国西国小国より来大坂への米穀積登りの米も
より穀高くして其第三にハ帯る霊納変して米納となり蔵二て
貯ふ故に米しく穀米少く其高く其第四にハ酒屋并ニ百倍に
水し酒くみて米穀高く其第五にハたとへ其地ハ悪く其第
六ハ早田に綿を作るなり第七ハ民力よわく田に出来
つき米の少くなるより第八ハ南蛮菓子売し百倍に
すること其の奢りに外に多かるへし今ハ此類多くてハ
民が米食を費し公儀を深く思ふへき様なし近年世の中あし
くして売米多くなれとも天下の困窮をなすなりにて高し

成ることハ米穀払底して其価あかり其時も帰ル
成り何事にかなハ金銀銭の通用も殊外米を費すこと
公儀も国も潤ひて其地頭ハ大坂江戸の津へハ売米を
みちくて買者少なけれハ高直に成て諸人困窮の根本
四国の米ハ四ひ其外に多く出し米の直段を定めるかことく定て
京大坂江戸諸国共に諸色の米にて売買し其外
成る米にて済さハ其ほか職人にも米にて済し諸商売も
加ふへし西国筋の京坂商売西国筋ニ米商も成へし
出つくさし能き事ハ有ましきもこれハ如何成りて解とも
却て尽し米価売りて是を其かはりに是にして波する

其代なりけれは栗なく諸国は穢なし紙をなし錦の着なく
小林あるとも其根なくへつれは金銀等はすくなへ給ひ
出来て其所はつへし其金銀等さらひなく在所の
其いつまても用ふるや 角来は直段は いつも一石銀五十目余の
中なるへし 其後は勢次第なく 何の中になるへし

五

扨河川堤の地理とゆく あるは年来の何也との国会の
川堤は普請は給り願上は堀を造る事ふかくし 今は地
理の替りわけ永久は道は 山林荒り 川深くなりにけり
くくもる大道は真忘なくましくに汲を行ひ
治はされも成就するとも何したとひ一段なく永久の

ばかりとおもひしゆゑに五十年六十年の間なれは其志しを
思ひ合はしめは業代も続きを重ねて永久ともなりけり
くは立つく五六十年の間に損の患ありへき給ひけり
諸国の川々の地形を見て知るへきなる書に有りし
示し生まり人も淀川なとは清を行ても清流の
年なき成へき代ゆふに光に波育今は川ち久の
除も多くは人の難をもれり平清盛十人許の人柱をたて
なりてに数百輩の人を傷しむ後世は直りとりまたち
はゆゑ[illegible]数千百人地をとし北岸を先ひく
流浪し[illegible]紙経にいりひに縁死を是人柱[illegible]

にや是非なき事わりにて候説者流也凡人乃智にてする
事なれハ此地理にあふらしは当國人年に付二十年已前
まて古地の上田二万石餘ありし沼も成る東山より海へ
ぬきさて二萬石の古地を興しまたに二萬石餘の新田出来
る積りなりしぬきさは新田埃ぬ古地ハ二萬石餘の費あれ
とも二萬石失ふ事ハ二萬石出来ても人のかせぬ事多しさ
事なれは也予云二萬石を失ふ事ハ二萬石沼と云ふわけなり
沼出来て…民ハ流浪し餓死し湖となる者も今ハ
とかく此のほとり居住をわすれ湖となるとも昔の地を没ハ
祈ふへきのこる事なれ…わすれぬとても…候

一萬石ハ上田にて歩まて在所の民妻子ともに大凡千人餓死人
此者孫まて有そ見ひ上田御取しまて流浪し餓死せし人多し
不便なる事也二萬石を萬石とし利ハのけて見れても有乃をさ
予也とされあるもあるにさきさ事にて長雨大水乃年ハ海と
十五萬石餘の國より外に廿萬石餘沼と成り古地より
出沼の多きは沼し 十五萬石ハ出積となるき當清の佳より
出くとも是まて二萬石 上田潰れとて又一二千人の人種尽
きなれハ沼れても人すくなくして政を行ふ此當清の沼
ハ浚くし上田乃多庄より五萬石の再興せは今の間
すくれくて五つ物ハなくし水勞きに依て出来る田地

壱万石の米ハ物成を得つゝ再興の地なりし篭池を任かりし在
家ハ家を作り田畑も立毛甘くハ其の物成物らハ
其池代として郡より悦ニ屋し利なりしもの上穴
得ら宮ハ物成五万石ニ茂候其上十宮六万石の収積止明なり
何事を作る事なりし世情罷となりて如何乃ニ政わす
き事とも云ハ洪溢ありても奉行同心を洪其道理上下達を
洪ハ於の水ハ溢きて溢の乃水除するはつりハなく云ら
ハ壱万石の堤池ら損すなし下に新田を発し水をかへ
する所ハ多く候堤池を損するも新田の多きハ国の為なり
ありハ民普さす依中ハて立し治国ハ何てに仁政仰乍ありしく

當清世も田地の手損なく民屋の憂なく除し両国ニも
大川のうたに堀りて土屋敷町家御下ケありて度々の手段に
あり掘川とこいふもの流され重き事の治方にて今
死する由し家中町とも流人事代憂ふ是れより市中溜
道作ぶ事ハいつよりも安に全くハ家宅れても大雨にハ悉く
取支後数度の大雨にも流されて堀も悉なし普請を見れハ
其道を是用なる人ハ心付事も有るへき也世間の水防の普請
心目に存ずり たまし晴れよりたれも仁政の余徳か
それを御苑世さるなる樂閑の備ハ肝心且損所ハ大き
池存ありせいくとも是ハ指仁政なりしてハあるへし

西国にても日損所に大なる池を普請し仁政ふかくなりぬ
御親切今ハ三十年餘に成りとも度々の大旱に日損せぬ
所も小も堤や年々ほりさき池所に池をなしとて結構し
有れとも時々に堤破れ其外池水荒になりて有りなれと
大事也 是所ハ御尋し少許にて堤を堤わ自然の山のごとく
高くかたくし 岩根ハ天然の流のごとくする時ハいつなりとも大雨
降りかかるとも掘崩する事なし 右池の底を埋ると云ふ事なけれ
谷深く水溜りたき所を見立て實に堤を築くへし 夫の所を根
切すへし 砂礫地なる所ハ真土也 築くへし 真土にて
さらへ 砂礫を堀除き 近所に真土ありて見立て築くへし

砂のけされ所を埋むと底ハふかくといふて真土に堤を築
とするに底ハ水なき谷なれとも三町も五町も奥より水をさそひて
流すへきなれハ底からかねて所より止られさる故と底を埋へし
ふかくとありても石から谷より山水より流出さ又石河原なれと
底ハ多く一枚岩なり 石を砂のけて土を掘り埋む事
右のことし 大難之池堤なる根置十間あまりと見て二十間
幅すへし 世間にハ堤之上に縄張し 何間に何間にする
役人に人役として土ふきする所を堤築出来る大事也
堤ハ土取所に縄張し何坪に何坪何人役として土取
させ堤の土ハ高きかすに見ゆかる事にて見るへし

堤の中に竪に縄張し一方へ堀埋させ下樋流たは
一通り拵へ清次又一方へ土をほせ其内に職方の者拵る土御さき
堅らし石竹・永芽の科まくもち収の者差方取除候人へ有り
何ゟそれも土を新たそめかけれこまさみに相拵候さてかし
拵りせく又土御をさす内ゟ東の土手を西へよせ西の土を東へよせ
せてしまし役人ハ一情多く入れとも堤御自然と山のかく堅固
ならせんとする惣して役人ハよの清ね成れて三万人余さとふ
所小さ九万も十万も入へくし御さされと竪め候又役人のか
ろく清なふるさ一人一日を米一升五合扶持を下さ候銀五匁時
より色して貌く晩ハ七つ時ニ仕色くへし其内一時わ休息是も

仁政の一つ之義ニハ堤清を方ゟく岩を切ぬき小川のかくして
餅る所を通ひ候なし通行に山清たま々いたし潤りて宜
敷るみを切留させもし是又格別の事ハなけれとも役人
清の所多く入すハ今の人情ニ合ふる所云其已前ゟ十万
入まさるはと清当時とハ三万ゆく程く結されとも十年の間ニ
ハ田の厚積り破損して国中の役人大分破損を拵れ其上ニ
池ゟの罷積しなるもかくはゆゟ役人多く入れる池も二十年余
を過ても一つも破損しなる事し是ゆへ積善格別ゟ年数
考ふる所し而ゟ当清せし給へる格別の大池とも皆ゟ諸
奉行見合なる事なれとも山谷長して大雨の節の流掛候尤

切支郡とさハ其下諸田地二千石五和年ゟ水荒ニなる所通れく
其後切支ふやうに成る事ハ孟子の云ふごとく人情或ゆるさる事なる
其内にも数十年日損にかゝり大に民共に困窮と成りハ論奉
行諸家にも申してなさしむ其れより二千年餘に此を
ともにまて日損の患なし 切わ諸家の小壌り今大和
国の日損水損を止めて河内国諸方池の古き今も益にて事
事に成る事はかりいまく仁政わかさる内ハ今も奈良の罷
人やなきハ是ハ人よりかさなる所仁政を以て澤水く行されハ水
損日損なからん事ハ富有の一事なりと云ふれとも上の威勢の上にて
其御なさハ無二時の困窮となるへし 水にかゝり旅役も失

なる者ゟ是ハ他を無んし何ゟ成る諸共にて皆是にて其儀
いふに及さるなるに川中にて少他を益せるはかく宣へし
なりて決むへし 先古民共に萬銭らへても術無の近年諸
其ひとも事は皆さる術なしても法の事也 間無百姓共は他の爲ニ
法く程るハいかゝ云か年の事ハ法くなるへきの 其れとも其
豪商ゟ其法く銭解んる是品かくし 間無百姓人多く
御さる故ゟ田畑も無株を作るへし 其を作ると是ハ無株ゟ
其ハ百姓の務にもし 無株と是他萬銭作るへくハ今年貢
不足せんと近年ハ儀約の法さひしく士民共にて窮と
其後農工商の富有人にも無株ゟ其成る本わる事と也

申付て年貢出しける□いつも高免にはなく
畢竟民の為なれバこそ給人も免ハ少しはやく取ても苦ト
思なれど昔時より下免なりし所より段々備わりなく
田畑なども免ハ少しあがりても仁政ゆへ民士の借財も
事多けれバ従之ゆハ成らバ十年続間ひそて諸芸並に
家中ともに借金皆なく成候し其上古支の無済之貢
貢之本訳ハ糺こそ従当表八色紙あてもしるの上まく
気附る者の為ならバし五十年已前迄ハ吉支上の者まて
綸子縮緬紗綾抔二重衣も着し其全無益なる着徒とまり
あてまさく巻物も着る様中以後已上も人ニまて無絹なし

先納金令繰懸ける切て借金多くさへあり仁政道に
出来て昔時より御つけまして田に申付てはかり共も無済
其うへ事欠を行ひて共上は廉人の高人も昔のかく
巻物も着候へし家居も高家並町人ハ小身の武士も格
別ならしく小袖も同前の物之出来ハ色をいてうち言直
下直の物なくハ又うるさまさの之品是用の大事多あれと
唐物並に我邦の物従事ハ末に論すへし向酒食をや免之
少世間の交出之其上多くは酒食を業とし□□□
世上にも事かりそは酒食も迷惑せさるやうにせ共益ひ□□
共のてた売其利共能以て一定の用をなしあるを共なき

酒を作りなり船あまた方々に出荷するものハ海上にて貴
なく海陸とも盗取もなかりし地方の酒を醸出する
なく作り出も多く不作其もとかりなくもハ無理にくく
なりしかりし但小歉の備ハ大飢饉なく急に不時貯ふ
事ありて一二年ハやむなき事も行届くべし問たとへば
大なる利ありやむを得ぬ他の作物多くハ年貢にも産業をも
大に不足候なしいふに此一色わ急なるハなし然し酒造
自然とやむ職業なし公儀ゟ諸侯様ニも米穀を以て
置取なく依りハ何れもあくれき町在に而高くたとへ御免を
蒙し作り取りさせんも其業負し十分一乃貢銭取るべし

御座し多きこ刻かけたちこ道具にも精〆産出する事多し
富有の諸利を得て居者諸技術並人口繁多なるゆえによりて
やむべし南蛮朝鮮国前之需用網羅に及び乃物統をありなき
のにかかる人の生徒事ふくまり捨てあり是をも蔑ろにせしつ
れによくかくれども解通せん事易かるべし其取破損
よきなるたらん事ハ大君真意立てられんとも然ん事易かる
及し其前ハ論法つし

六

武具小扶の備なから諸人乃困窮なりうきゆるがせは政を
何卒やら文事行なるのハ武備ありてなくり文事わ治国平
天下清政之武備にて内堅固にして外冦憚り武威備

内学国多能第一与道行りて和[illegible]ハ金銀多く外国の学く
第一ハ弓馬無法のたしなミふかく士民ともに達者少く武国の
名に叶ふ之余情無智ハ金銀多く貯へ有りけれバ秋唐土を
取りし都に乗りし手度へ之今已に唐土御取も禁じ
来ませしや思ふたのもしハ武備有りあらバ今小秋来りなも彼と合戦
まくに及ぶとは内者にしても人心散まぬまじ今諸侯一国の
人数を出して其金銀あらん事ハ二年唐に三度ても足れなく
大坂ニ出して諸売米を積んハ諸国へ廻して一しき其上に
用銀あらも其御貸へし十日共に諸問屋そ米わ金名銀百目
銀百目の売買にあり共に二千日の間ハ凡五百目位なる事なる

諸浪人諸町人農間の一日迄諸家の侍を急饉死す
及なん其時ハ世間さわがしく諸人ハ飢に及ぶ者諸侯のに(?)
是れも無事成時の飢饉のやく居ありし餓死する者わなく
程ならむ盗賊と成りし中にハ五十人百人多きハ五百人千人
組て横行せし軍法者唐之流浪人なと大将ニ頂き立て
いかなる事かせんも計かたし無頼熊野其外諸山中の杣わ
強力の者ともにて数千人もいつかなる彼等ハ材木伐て米に換て
食とせし其時ハ材木伐米ニかへ難き事あるまじけれバ山賊盗賊と
なりて国中に出んより外の事なかるし 其ハ吉野郡の[illegible]けれ
かくれ家として置其時ハ諸国山林ニ隠れ居て吉野に杣多く有る近

今ハ第一后さき不成らんと用[illegible]人々ハ携りも遠ふ
且し昔ハ農業にて年貢出しくれくまゝ兼帯なく
惣て事ごとに萬端なりしハ金銀物中多ハ出でに扶持米
その儘ほりたる今其在々事ごとに兼帯し国々も兼まくる
事なれども皆にて身分やとなり武頭あまた抱置くし
其とひさし兵卒来るとも百日の扶持方米也にて不救の
ハ米高直にて昔にいふ足るなし只に小判の類路次も
ゑ飢りとにもかくめも進退も足候事と相なりとも
ゑねならくに逼迫すべし私卯出でて出を馬飼てなく
浮持異見持成る朝夕の飯も紀も没有もなく[illegible]為とも

いうも兵しらまて用に立べからず只家とりて国しかるり
皇く用意せんより外の事なかるし五十人百人の足り人なく
二や法度も行もえ一国の者の数ありふれて八人々も是ずを
なりん領内に錦衆なる道理もあり法をたえんとせハ国
中一揆起り乱れ乱犯かなり出来し一旦ハ民命の皇に
人様此出毎帯をわ出来あるはしやれとて又見恩
を知人をも有生し扶持米なし路銀なしいらハ浪人と
仰ふ乱れも隠しかしいう事かな[illegible]
武威かるく御物くハ貯なる人もなし出御
いろくきの薬に気もく小判なる[illegible]何頼し苔役に

かゝる事共申きたして引く道にも治る戦国となりしハさ而
公儀より仰く説られ人ハなくも無根者力盡て兵死なる人
多かに云ふの法も上も下も士ならし治ふる不行しの諸国戦
の指乃術なき通し是まての始末なるべし其身いかやうに
変あらんとも云ふ通りの次洲難ども思ひ治りて今無事は内備をなし
治ふへきことなれハ其備し置りては張良孔明を師とせ無いとも
なきことなれハ是道とも八諸侯乃急は根よりも伐りて備へなき
き難に無要害は地をよき設を置人なれハ方々運送の来
物さえ夜は民間も押領し郡る富有に備へて警住よく居
太にかくハ是によりていろいろな変ありとも無益のこの小牧

案じ陣ふ御せハ今後勝とハ猪討な遠しして後悔し治まる
甲斐あるまじ同今本郡なと諸将の軍法を少に此国の門
なく十字前合に用ひ無きのく小牧にて説られ軍法なりとも
統ぶ陣下策を以て来りなハ速に合戦をへし他らハ今の軍法
の中将乃名乃所謂猪武者にて他人の中ハ少しハ用ひる
無かりくこそ陣の上策なりと来らんより八今の軍法者の及ぶ
所にあらず小牧の上策なり小賢申しけれ上策なり国家の安危を
思ひとれ故に後年来讀書者つも誤りまし無在命路なく
御治へ探りし八其人を治得べきなりつ人をあやまちの絶えもなく
其不明なく申す事なくも[illegible]無根せ深かりける

買候なくてハ今仰付られ用しも事なり
武商共米穀を買出しすべし買ハ前にいふ八ケ條のことく米商に此度
米穀を買入れ其まゝにしてハ殺生せしハ御訛せば其代ハ手前より
用ひあらは此米年続春麦小秋ハありて米人よハ当年八九
用より用意せらハ十二月正月に至りてハ至く〜して高直に
成よ令仰出し諸ひ在府の大名小身内所出せし也来年
参府の大名も来年御免候上借金高言の返済御延し
当秋の納米ハ露米まて諸国へ積置かせ米穀統乱出へ
くしして買候のまはうるべし相かし浪の者ともまて当年の
利分ハ其月次え浪の内にて一石五拾目中しそへ人く続来る

来年中の大判借も同じ事つけ出候べし諸れあさむ
代も米にてうけつりと候べし其商人並諸職人諸商人皆
米穀買出しにつけさせらしくてれに付る職人ども出し小買
物立原れ米から武士小母米穀出もし出家も米穀取りて
出ひかハ大方充満すべけれども毎諸人並に浪速に積てれども米
かくてかふその毋育無事れどもさほどに米屋を置京まで
五十日に貴て其米屋続き店行くべき積もり大坂まで直に仰させて
候るべし諸役義人の米積りに通しては借もつまと定て
大坂へ上せ置いは諸藩の御蔵米と諸役人の米も出まじくして米屋
下り売候らへ候ものへてして其米地まて一二年酒やなども

酒ハ酉くの精米麦等清小秋豊穣に而貝候處し小粒なる
ときハ上方飢饉諸道不出来なる時ハも呈ら時し酒屋ハ大
売をなさば御禁ぜられるときも止くも国家之為ハ逆
悪のふ毎々る事の事ハ小さきなる事ハ用捨し及ひ其国家の参
にある事十分の一歟二十分一の酒屋ハお斟酌し酒の出しやうに
て自ら多くハ成まじからハ三年の間ハ酒と人に呑ハされ
容小出候ハ猶以役人を持てすべし神事婚礼など
昔の風にし濁酒を作るべし農民の用ハ濁酒に致べし
濁酒作る事もなしてをる者並に業の用たるべし酒屋の儀
ハ士以上の人ハ酒屋の買酒は不致自作酒をとりて貯置

年に二三度良友をまねきしや花月雪の折節にし
の沢なるハ少しの酒にしてをして酒米の費止め候三年の出
給ひて小秋来り其上に凶年飢饉ハ何時より毎内乱ありし所以
我邦の今の三年の貯ハいまし一ツ三十年の見込ハ多かる
事し世にあらされて国異国にハ候べし二候くへ何時御座候
今の三年の貯蓄の時代の二十年ハ其事し出ぬ
に生民より以来唐土にも本邦も毎歳年貢多く
取事なし農共に中の事も異国も年貢十一也紀
今三十万石の国守家中へ知行切米扶持方二拾万石ハとにし
地拾万石蔵入也なくては公用御祭礼等の物 芳拾万石乃地

歟ハ壱万石也之拾万石の物成中らハ五万石也当年
万石の蔵入と定めして二ッ物成〆出来候所残る
一ッ除て不備の貯と定一年に弐千五百石也十年に弐万
五千石也是を以て高拾万石の国小物の備とて四年の
貯かも足ざる故に二十年積て七万五千石也是にて凶
年の患難を防くへしと在国の大名拾万石の国当五万石
の蔵米壱万石程以て用を調へ四万石程備となして三年ニ
は拾弐万石あまり当の二十年には余多に積りたる也五年
には弐拾万石也米多く四拾万石程かさなりて西国ハ
拾万石の国は大坂を悉ともに中ニまて五万石余し

それに四拾万石出来ては国々豊年なるさにいつれ迄もと万石の
上下ともにして知るへし国々にも然と拾万石は蔵米なりとも
弐拾万石有へし弐拾へしし三年の後貯用の分も拾を持との先
に殺ひ浪人浪人を在所に召之の天下の御役限ありまし
浪人の小牧の御用なくとも本郡中奉公之後をしよ
それ浪人浪人見えならは此に渡をわひ浪人ハすてへし向三年の
後諸大名は参府在江戸御免やくなしハ何にわつくりまひ浪人
又鎌倉の時代のやく諸大名三年に一度は参府在府五十日
六十日に定て候ふ武家にハ二千万石の国を除ハ千五千石にくハ
鎌りいもん鎌倉の時代ハ只置れる大名ありて氣をひる新

大身も多かりしなる人選もあらず二年に一度五十日の在府
ともなれるもなきかりさ小諸ハ九代迄くつろ[illegible]信州家ハ十四
代迄続十代と続る名斗まゝ海富不加し御之を猶ま公
方に向ひて謀ま[illegible]む人もなかりし此頃や御當代天下一同ふて
江戸に諸大名の母儀妻子迄[illegible]其上氣を[illegible]る人ハなかし
何ぞ将りて天命始大吉代を治さく居なし大山をゆち
治まんや其上ハ諸より在府をせらし治まて御恩恵を加て
厚く思ひもし心服の本ならん諸侯の御[illegible]より参府から
欲しても中てもさもかハあらし事多かるへし世の
世間ハ[illegible]様善行ハ江戸諸を[illegible]行に政[illegible]太平也

問諸侯の餘[illegible]家中[illegible]餘[illegible]わいう[illegible]蓄[illegible]工ハ[illegible]
身ハ[illegible]れとも[illegible]常ハ[illegible]り[illegible]し[illegible]人[illegible]其[illegible]
[illegible]し諸大名借銀[illegible]返辨も[illegible]り[illegible]ハ[illegible]家
中の借銀も其主人[illegible]

八

問[illegible]国主わ江戸[illegible]入用と御免[illegible]て餘[illegible]多し家中[illegible]小身
者ハ[illegible]家内の用[illegible]り[illegible]餘[illegible]
[illegible]て借銀を返辨[illegible]云[illegible]国主乃餘[illegible]乃[illegible]借
[illegible]さん[illegible]其上に政[illegible]武[illegible]今[illegible]
用[illegible]今迄[illegible]し[illegible]事[illegible]思ひの[illegible]
小身[illegible]の迄心安く[illegible]家中其に[illegible]の

小身なる家来の役人より京大坂まて役人より遠国へ金銀也
高なき事し多ぬる年々のへ少きハ年々高く多く候
百石内百石位之二十石五十石とかち多くかりうる事也一度
可返さぬを十年二十年にて済しうるし甚多くして
年賦ニかくらさるハ永代の知行のかくして其開候迄
しむつし大名六人五人にかしたるに六人家来も□ハ
其上候所ハ多からしかし主共自前不足なるもなく寄せて
心安くおくる事にまいり家来ハうらむいつ迄しかく続かくな
らハ貯米呈萬石つかはし国まても借金多くとも或三千石也く
借金の時らく今さら細百姓借銀まかし色々家来ハ

米多く出へ今迄も三年も五年もかゝりて是を済さ候事也
役米の給人ハ年々に或万石つまりして郡切ニ裁判せしむ
国しも仕方なく七年貢ほとハ大方済さるとも借銀の元利
小前まて不足なれといかく借銀多くかゝりて今ハ必至
国窮に及つゝ借銀之済し方もなく家来一寸続候の
さすかに数年かゝるべき作法もなく裁判の仕形多けれとも
甚ましけれハ大数なりハひく職先之者を直なれハ又
さ様之者多く浪人の作法も一段にむつかしく
九 同様大名家中浪人多く有之其上に此大勢の浪人ともに知
行もあるハさ少しも父母妻子共に渡とも縁をも作る也

をいまつま知りなからん能云ふる此浪人の多ハ当時の先
きくしなれとも手前に少しても此者浪人迄四男四十も少しもつき
十人の家人留守にある二十人扶持の積りかくし浪人五百ヵ
弐十人扶持之米四十石餘か其中高石百石ハ替之他浪人
名代所應ハ人口によら此家内十五人計りとも二十人召とも
五七十人扶持と心得へし外ニ男一人せ八人の給分當時なとを加へ候も
米五千石餘ならん右ハ積りかく事ハならぬにも百石餘
ますきのく出来つりは四万石の積米所ハ諸侯ハ六七千
石より万石の扶持米代無才路にして類あるまじ法樣にて

然る売るへし其中修出し度思ひ者計りハ本知行へる
もしくハ親の諸知行なくハ当用活身の知行をもしとかへら外
無し浪人自分ハ在所行くハ路金云扶持をかけてゆくへし
かのく貯分て引出居る浪人又ハ其外親類知音ゆりと分
行くもの八其通りなるへし並くへ如何にも事ハ屋敷作り引越路
銀かりハ今迄宿か里居ハ其不ハ其所さし置く其中ゆとゆ應くな
其人一弐人拙名代ハ礼儀して目見えして其外ハ江戸へ参府の往ら
ひ返き不ゆ々目出度しゆくハ皆此身にて人迄扶持を
つも引かるも計らんの是大数之仏ハ紀伊ハ永儀にて止
無し今ハ不苦共して国家難義を治るの是ハ紀伊殊く

も流しかされら来借金なし 細なしは流人となるさ大変に
是に返へりし浮浪人飢寒の気を免れなは 是二つ
起さしむる仁政の大なるものなり

十

或問山川は国の本也 近年山荒川浅くなれり 是国の大荒也
昔より如此なれは乱世なれは百年も弐百年も戦
国となりて人多く死し其上軍兵の扶持米郡兵もとれも斎
へき力もなく林木薪とる事 揃もなく堂寺なき
事もなき後百年に山に木茂く立けり 川も深くなるといへ
共乱世なき治政なれは山荒川浅くなるものなり 今我
国にて昔の山川となさんは百五十年二百年をも経へし

仁政なくは百年の間にも本の山川にはかへるへし 仁政ならは
早くて五六年をは天下借金なくなりて気乱れも少く多くなりぬへし
是迄は山川を仁政とはせんる事なし 唯無禮来る其山
ことに材木を伐る事や冬の枝の斎なきとも国々にて鉄炉
の扶持とへし 近年に山の在所よくは山をかり出し
草を刈薪を採者田畠の作物より焼山にかかる事を
任所の渡世なりかかれは わたくし用を達し
薪を買ふれは山をかりて 是ほとは草をもやしわらなと
せよとは山をかさることなかるへし 里中に山気ある家あれとも
薪もかゐしして朝夕とすへのくるを 作る畑からのこと文

山邊郡在方田畠よりハ人多くして作物悪しく薪にも不足なる
所ハ半ばとくハ家数五十の村ならハ二十軒地ハ悪しくも田畠
を作る二十家ハ余分也其上免も五分ゟ一寸ばかり山をかりて
薪の用達する事もなりかたくし此くらふく迄ても九分ハ露
人少し地領より五千人一万人出来りける者ハ他の池邊
て隠し置れぬ事かくまかくの所へ五十人百人つゝ一与かし
を渡らせる九割も上田畠ほど年貢なし先々の仕
を作り在所ゟ其の用を願ひ送り津山にて渡世し
出方ならハ一ト在所の者なるに出くまて其れをさへのひく
者もなきやうし在所とハ出方より由る所なし文化の

かはりて男さき新田と号して荒地をきり
所々新も出来し他所ゟ出来の佳名ハ鍬地出来
をかりくし清きハ小前を差し民の難儀ともいたく悦
ふへき事いつほとかおこなふへし其身分にも付出を耕
其事なり山谷ケ所々積り一度ならず沢是を一ト岸一谷
つくりちや沢屋し谷峯も所さりやりて稗と云雑石
五拾石百石或百石余沢の内の其上にかゝる萱なとを
らし置之諸為来とも是を拾ふ為の格ともに植へし
牧ハ新木の実わりよくまくるとものゝ上下の穣草を置き
ハ捨りハ小く作やうにして為御代とかく未さんとなり

其土地に應じ候擇山土に生するもしかく然へく
ありても二十年許ハ雑木繁茂りとなるまてなり雑木
茂りてハ其国所の村里薪に事かかさる様繁茂
よくなりて渇水に山崩りて洪水や薪炭山崩り出
来る事なくハ松山を伐りて作物のからかふもしくて田畑
の為所もあり合し　松山を山田畑ともにいつく田地
焼竹木乃そこ男所にも松を生ずるのなり為ならさ
に見よく後年の害なし候君乃政行きハ小松ハ根
深くなる男前に引出てよし　今は松山自然雑木
山を御免し　松をかくる数百毒なるなし下木下草

差せ沢田畠ハ荒入もなく其上杉木をも立るなり
松にても茅野金剛山其外所々山ともに切からし数度
谷中を杉檜の実植ゑ候へし　東国小国其外にも杉檜の
実多く不行ハ其道ハ用なるもの命し
深山がちに付是山を沢となく繁りある杉檜并雑木
山々に多き河も夏ハ神気無くなりて夕立たひく
されて洪水なくとも日損なるへし山崩りて山谷も七
所を出さ沢の河を一水くに七所海ニ流洪水
れも洪水のたまへもなる数へし富有乃大業をたてる事
なけくかきへきし　問耳曽　熊沢先生の持耳其国也

田畠乃物成ハ並ひ有ハ公用なき上ゟかゝる所の云大道なれハ
然るに今の公用私用の諸費ハ十の九ツも過し爾有大
業の代ハ皆御免なし然れハ有徳成者ハ只其限ある物
成ハ他の多き地頭をかゝる事も少く山の多き物
成ハ出しても借金は利分も足らす借金を返済し得
ぬ今の法ハ用上ハ多き物成なくとも足留へし関係国
ハを山川流浪ハ借りをも山を海ハしれいかく流く
寺ハ何ぞや云山から出す法度と出るとも子等の食物に貯ふ
き者多けれハ薪と宮し焼くさせなきされてたゝくる
前をさらすも今日ハねたく山をかしてハなれ

在家年寄もあれと志もを見のりしにせんより外の事なし
田山これ私をやめさせて林木伐出させたる神社佛寺の建立国々諸
堂上在家江戸の諸在家諸国乃在々町方の作事ハいつ世へ
云大名ハもちて昔ハ山乃木伐らせても林木事かけさる様
りの棄作事も大ニ分別ありてしかりさながら事長れ
も其所ハ暗せり先原扇と作るとて用ひし神とあこに
社と建る事ハ非礼なれハ古へさまさかるへし神乃威を是ゟ
まりと輝くなれり天照皇大神宮ハ伊勢乃山田ニ八幡宮ハ宇
佐ちか春日ハ奈良をかし素戔嗚ハ雲州ニ太宰府
ハ三輪ちかり其外皆かくのことくして山の当りかくらん

向是諸神社何ららに作り直し事跡や兎く其末社の寺
みな新に取り除埋のこせし材木等を用ひ候らに
岡我郡ハ神国之古民の産宮ハいつせんぞ大同なとハ
則春日三輪龍田生駒なとを産宮とせん京畿のうちな
社の神ハ化不ふる一国の社稷乃神を建てたゞみ当る京
畿の神をもとしらせ社のやくよるも行る候しくそう
此年ハ其備乃勢にも新くし郡神主と両仲の盛次し
岡県山ハいつも云是はうり是岐ニて改め候て端る事も行べし
尚佛寺是いう云是ある是ハ寺ハ沢ある不せさ坊主乃謹
なる候し　昔時淨房の法を再興しそ猥り神と出家を

禁し給ひ何れ国何乃郡何の村何ふし出家の出家
と称ふ内其村中外村乃親類まて寄合戒定慧三学を
かゝく出家とそくつまゝその成れも其頭の支行に違し
奉行吟味しても国元にて以国守より公儀の奉行不ふ達し
御采印給ありてもし然とも出家次にとし其僧不律乃
事なれ是も停止是を紀明しそ公儀へ申上公儀より国元に
かくし給ひて不吟味の道意ある国元又其頭奉行ともに
此度一類ヶ道意ならり其在所并親類ともに遠合せし
然と一生善ふなりかくのやくなれも出家得ふもの称え
出家とるゝとの是戒律止し寺わ里郷去年十五町之所是

ように及ぶにせよ在家にても十五町に満る法也　町家在家まで
新となりつべる堂寺は佛法法にかゝはられてあさ沢山にたとへ其上
ハ山寺乃堂寺ハ修理せんに餘りある故し観音を滑九ハ安
谷の霊地あまりありて地を拂ひ次第たてまつへし薬師を
國情菓法なとを存するはかり山寺は地に寄る處し
其餘をなしく知へしわさわさ之へ有所陥る山寺に寺内
なとくも田畠と公儀へ申てよる者只はかりまいるへハ其
法にそむきたる事にあれとも多分なくかくなりたるハに
政をまつせよ自然に昔に返りて思し律義を守る従をお
法しなりてあるへし[illegible]事ハ唯俗肉食

修理作事ハいつも大道行もたる程なく農業は常に
[illegible]其時を補をへ乃様なる儀し土寮
今の十分一と入て次是前錦る處とくたてみわさと
修理せん手事只處らに近年公儀作事の神社佛
閣を多分に修理しくまさ緑らん修し[illegible]
立直せ候事[illegible]木の[illegible]工匠[illegible]
[illegible]切[illegible]御[illegible]破損せ[illegible]公儀
御建立の處とかくいふも山澤と[illegible]
木の中にて修理せは新しく[illegible]三五倍を入
しくからんとおふ存多く公儀の財用を入ぬるは多

く費山門をかまへもまた然のくなり　達磨も一切諸法といへる
凡俗凡俗邪と切治と沢有て神社佛閣を大にし修理せ
ぬによる事也此後世の人の事なけれしに没して此大
立つ而れも是亦大なる山の為諸人の為にて絶事なり
向出家も得度の清浄も戒律正しく無して深山にも
なくなり町家寺の如き侍らん神社少くなりても誦経
妻子持りいへ共一向云立との神社も立なる事なる称
宜あるは禰宜大にて百姓誰中にかれる神主有といふの
物はなりなる是に社跡同地とあることを可ならん
社家除宜なるとしてかつしも公儀より扶持給りて学問さ

せ学校の役人にもなさるへし　民屋小さ木多く人て沢大なる
村里の地なく手に来るも其の沢なり其上何れの所も松山多
あれは町在の修理を是其白し　去る絶山の松も自然
用木まて伐とく共余雑木となるも白し　又松有くて老
然るに無奈より山所の是は後まくにも松山の其白くし
近年は富者とも小積乱多し　此所に世へし　茶は緑の
里国にて茶園むしし小百倍せり是より薪を買ふ事
又かぎりなしに没して贅乱なるも学校のそもうにて
人々病になるも昔よりやくも日には湯とのむ麦日には水とも
飲し是わへし　茶園多くは五穀となりて食物増のこ

ならハ浪華にくわく入魚し彼是夫婦とも不當也
やうに用ゐいかにしさやうて男女ともに家職隨
清と先ゝなか新魚し

大学或問上冊終